

第2節 米軍訓練水域及び空域

1 水域及び空域の現状

本県には、前述の米軍基地のほか、それに関連して米軍の訓練及び保安のための水域（29か所）及び空域（20か所）が設定されている。

これまで空域の数については、昭和47年6月15日の防衛施設庁告示第12号で「15」とされてきたが、平成9年3月25日に公表された施設分科委員会覚書（いわゆる5.15メモ）により、さらに5か所の空域が設定されていることがわかった。明らかになった空域は、北部訓練場空域、キャンプ・シュワブ空域、キャンプ・コートニー空域、キャンプ・マクトリアス空域、ホワイト・ビーチ地区空域の5か所である。

この5か所の空域以外の水域及び空域は、防衛施設庁が施設・区域として告示しているが、これは我が国の領域内に限らず、領域外（公海・上空）にまで位置している。なお、領域外（公海・上空）にある区域においては、本来の「施設・区域」とはその法的性格を異にするとされている。要するに航空機及び船舶が公海（上空）を航行することは、原則として公海自由の原則に基づき自由であって、防衛施設庁の区域の指定も国際法的な効力はなく、また、国内的にも刑事特別法の適用は及ばないが、ただ、日本国民の生命、財産を保護するためのものであると解されている。

訓練水域では、水対空、水対水、空対空の各射撃訓練及び空対水射撃訓練、空対地模擬計器飛行訓練、船舶の係留、その他一般演習等が日常的に行われている。また、それぞれの区域に応じて、常時立入り禁止、使用期間中立入り禁止、船舶の停泊、係留、投錨、潜水及び網漁業並びにその他すべての継続的行為の禁止等の制限・禁止が行われている。

なお、いわゆる操業制限法に基づき、船舶の操業の制限または廃止により、当該水域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上の損失を被った場合には、適正に補償されることになる。

また、各訓練空域においては、空対空、海対海、海対空の各射撃訓練、空対空、空対地、空対海の各射撃訓練、艦砲射撃訓練等が行われている。これら20か所の空域設定により、民間航空機の運行や空港建設にも少なからず影響を与えている。

このように、沖縄周辺には、29か所の水域と20か所の空域が米軍の管理下におかれ、様々な制限が設けられているため、その結果、陸地だけでなく、海も空も自由に使えない状況になっている。

2 沖縄における航空交通管制

沖縄の空は、前述の訓練空域以外にも、航空交通管制の問題がある。

沖縄の航空交通管制、いわゆる「空の交通整理」は、復帰後も「沖縄における航空交通管制（昭和47年5月15日、日米合同委員会合意事項）」に基づき米軍の管轄となっていたが、復帰後2年経った昭和49年5月には我が国に返還され、運輸省（現「国土交通省」）（那覇航空交通管制部）の管轄となった。

ところが、嘉手納飛行場及び那覇空港等の進入管制業務 - 嘉手納を中心に半径50海里（92.6km）、高度20,000フィート（6,096m）までの空域と、久米島より半径30海里（55.56km）、高度5,000フィート（1,524m）までの空域については米軍によって実施されてきた。これが、いわゆる嘉手納ラプコン（RAPCON：RADAR APPROACH CONTROL）と言われているものである。

これは、那覇空港に近接して嘉手納及び普天間飛行場が位置していることから、航空交通の安全を確保するため、一元的に実施される必要があるためにとられている暫定措置である。

米軍による進入管制業務は、国際民間航空条約（ICAO）基準に準拠して実施されている。

ラプコンの管理運用から生じた事故としては、平成6年7月13日に、嘉手納ラプコンが故障し、進入管制を行うことができなくなり、那覇空港及び久米島空港の民間航空機の離発着に遅れが生じるな

どの影響がでた。また、平成11年11月11日には、建設作業員がケーブルを切断し、嘉手納ラブコンが1日間機能停止の状態となる事故が発生した。平成12年2月13日には、計画されていた点検による嘉手納ラブコンのレーダー停止が、米軍の事務手続上のミスで、航空関係者に対する事前の情報提供が適切に行われない事態が発生した。

嘉手納ラブコンの返還については、平成12年3月16日の当時のコーエン国防長官の「米軍の運用上の所要を満たされることを前提に日本側への返還に同意する」旨の発言以来、日米間で返還の早期実施に向けて協議が行われてきた。具体的には、平成12年9月21日に日本側から航空管制官2名を嘉手納ラブコンへ派遣することが日米合同委員会へ報告され、これに基づき、同年10月16日から11月15日までの間、運輸省（現「国土交通省」）の航空管制官が嘉手納ラブコンで研修を行った。その後、平成13年4月に、米側から米軍の運用上の所要が日本政府に提示され、平成14年5月30日に開催された日米合同委員会において承認された。

3 A C M I（航空機戦技訓練評価装置）について

A C M I（Air Combat Maneuvering Instrumentation）の問題は、昭和56年8月に、米軍側が日本側に対し、航空機戦技訓練評価装置のため新たな訓練空域を設定するよう要請したことから始まった。

A C M I装置は、最新のエレクトロニクス、通信及びコンピューター技術を駆使して、刻々即時に航空機の位置、姿勢等を把握、評価することにより、従来以上に搭乗員の戦技向上を図ることを目的として開発されたものであり、航空機対航空機の訓練を一定の空域内において、高々度で、実弾を一切使用せずに効率的かつ安全に実施することを可能とする訓練装置である。

県では、沖縄周辺空域における民間航空機や船舶の安全航行の確保の面から、政府に対し「既存の米軍訓練空域の削減等、沖縄周辺空域の全体的見直し」を行うよう要望した。

政府は、A C M I空域の設置について、民間航空機の航行の安全が確保され、既存の民間航空路の流れを変えないこと。V O R航空路設定にあたって支障のある訓練空域を削減すること。A C M I空域と同等以上の既存訓練空域を削減すること等を基本的な考えとして米側と折衝した。

その結果、基本的に合意に達し、昭和59年10月5日、アルファ区域として新規の指定空域・水域が決定された。

告示では、水域の使用開始が昭和59年11月1日、空域の使用開始が昭和60年4月1日からとなった。

その後、平成7年9月27日に開催された日米合同委員会において、航空機戦技訓練評価装置について廃止することが承認された。これに伴い、平成7年9月30日、アルファ水域が解除された。

なお、アルファ空域については、現在も残されたままである。

沖 縄 に お け る 航 空 交 通 管 制

昭和47年 5 月15日、日米合同委員会において、次のように合意された。

- 1 . 沖縄における航空交通管制組織を運用する権限は、日本国政府に帰属する。
- 2 . 沖縄飛行情報区（ F I R ）は東京飛行情報区と分離して在置させる。
- 3 . 日本国政府は、施政権返還と同時に、那覇空港の航空交通管制業務、及び沖縄飛行情報区における航空通信業務の運用並びに離島空港の航空施設（航空保安施設及び航空通信施設）の運用管理を行う。これに必要な航空施設（那覇航空管制塔、同 I L S 等）は、米国政府から日本政府に移転される。
- 4 . 日本国政府は、施政権返還後、2年以内に所要の航空管制及び保安施設の整備運用を行うことにより、沖縄飛行情報区における航空交通管制業務の運用を行う。それまでの間は暫定的に米国政府が I C A O 基準に準拠した方式により、航空交通管制業務を実施する。

但し、一部の航空保安施設（航空路用 N D B 及び V O R T A C ）については、施政権返還後、1年以内に日本国政府が運用管理する。

なお、米国政府は、必要な日本政府職員の訓練等について協力する。

- 5 . 米国政府は、地位協定の規定により使用を認められた飛行場に関する航空交通管制業務を実施する。なお、那覇空港に近接して嘉手納飛行場が位置していることから、これら区域における航空交通の安全を確保するためには、単一の施設によって進入管制を行う必要があるため日本政府がこれら飛行場のレーダー進入管制業務を行うまで暫定的に米国政府が那覇空港の進入管制業務を実施するものとする。
- 6 . 右の合意事項の他、昭和27年 6 月及び昭和34年 6 月の合意（今後行われる改正を含む）が適用される。

航 空 交 通 管 制

昭和50年 5 月の日米合同委員会において次のように合意された。

- 1 . 日本政府は、米国政府が地位協定に基づきその使用を認められている飛行場及びその周辺において引き続き管制業務を行うことを認める。
- 2 . 米国政府の行う右管制業務の方式および最低安全基準は少なくとも I C A O 基準と同等なものとする。
- 3 . 米国政府は、右管制業務が必要でなくなった場合には、日本政府に対しては、事前通報を行った上で、これを廃止する。
- 4 . 日本政府は、米国政府の要請に応じ、防空任務に従事する航空機に対しては、航空交通管制上の便宜を図る。
- 5 . 米国政府は、軍用機の行動のため空域の一時的留保を必要とする時は、日本側が所要の調整をなし

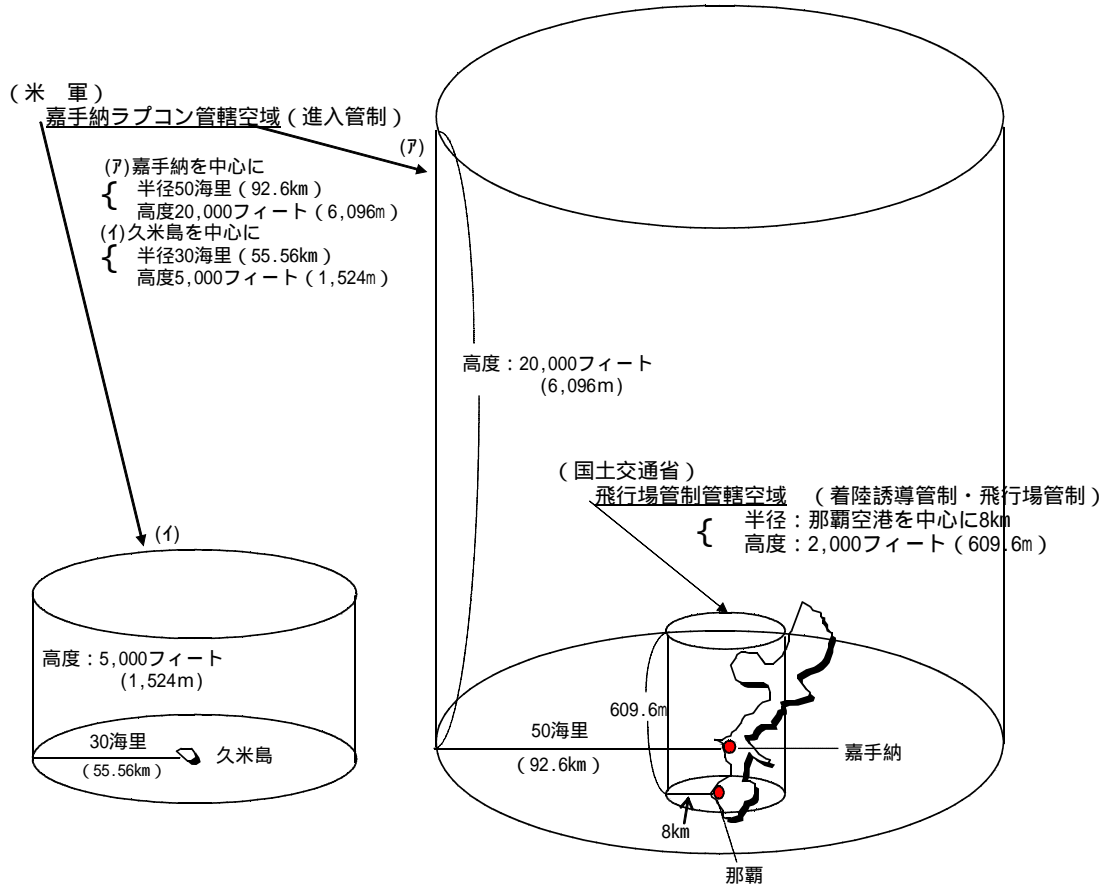
うるよう、十分な時間的余裕をもって、その要請を日本側当局に対して行う。

6．航空交通管制に関する昭和27年6月および昭和34年6月の合意は失効する。航空機の自己調査および捜索救難に関する昭和27年の別個の合意により終了、代替又は修正されるまで有効とする。

(注：在日米軍による測図飛行、第三国機飛来の許可に関する米軍との協議、気象情報の交換、保安管制等にかかる規定は削除された。)

航空交通管制

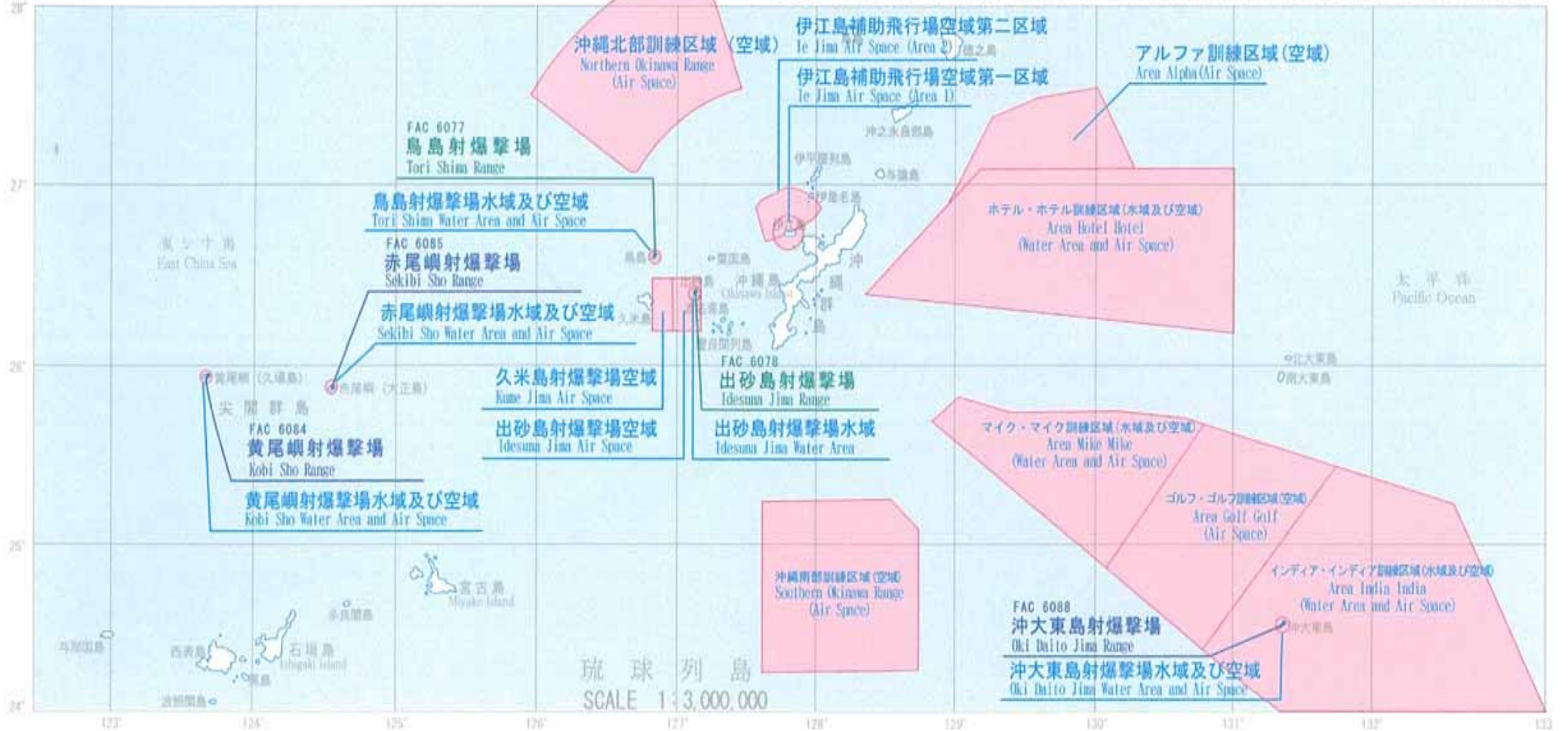
(国土交通省)
航空路管制管轄空域 { 飛行場管制管轄空域
嘉手納ラブコン管轄空域 } 以遠の空域 (那覇 FIR)



(注) 半径、高度の尺度比は同じでない。
上記図は概念図である。また、(ア)と(イ)は一部重なるものである。

◆ 沖縄周辺の米軍訓練水域・空域 ◆

◆ The Water Areas and Air Spaces for the United States Forces training around Okinawa ◆



米軍訓練水域一覧

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
1. 北部訓練場	1.21	国頭村 東海岸	領海	本区域は上陸訓練のために使用される。 1日24時間、月平均10日とし、年120日を越えない。	(1) 本区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。 (2) 本区域が使用されている時であっても、その使用を妨げない限り、漁業又は船舶の航行に制限はない。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも7日前)に予告する。	
2. 奥間レスト・センター	0.15	国頭村赤丸岬海岸	領海	本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。	常時立入りを禁止する。	
3. 慶佐次通信所	2.56	東村海岸	領海	本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。	常時立入りを禁止する。	
4. キャンプ・シュワブ	115.10	名護市 東海岸	領海	(1) 第1区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。 (2) 第2区域から第5区域までは水陸両用訓練のために使用される。	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域は、常時立入りを禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り、小規模漁業(網漁業を除く)に制限はない。 (3) 第3区域 ア. 本区域は、船舶の停泊、係留、投錨及び潜水並びにその他すべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り漁業は制限しない。 イ. 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも7日前)に予告する。 (4) 第4区域は、潜水その他のすべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り漁業(網漁業を除く)及び船舶の航行に制限はない。 (5) 第5区域 ア. 本区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は現地段階で調整する。 イ. 本区域の使用を妨げない限り漁業(網漁業を除く)及び船舶の航行に制限はない。	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
5. 辺野古弾薬庫	0.90	名護市 東海岸	領海	本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。	本区域は継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし漁業の制限はしない。	
6. キャンプ・ハンセン	0.22	宜野座村 海岸	領海	本区域は水陸両用訓練のために使用される。	(1) 本区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。 (2) 本区域の使用を妨げない限り、漁業及び船舶の航行に制限はない。	
7. 金武レッド・ビーチ訓練場	1.88	金武町 海岸	領海	本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。 (1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される (2) 第2区域は、水陸両用訓練のために使用される。 (3) 第3区域は、停泊船舶の保安のために使用される。 (4) 第4区域は、船舶の出入りのために使用される。	常時立入りを禁止する。 (1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域 ア. 本区域は、停泊、投錨及び潜水並びにその他すべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域が使用されていない時は、漁業及び船舶の航行は制限しない。 イ. 本区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。 (3) 第3区域 ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 イ. 本区域は、使用する際そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。なお、本区域を使用する際は、原則として48時間前（遅くとも24時間前）に本区域内のランプに赤旗を掲げる。 (4) 第4区域 ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 イ. 本区域を使用する際は、その7日前に予告する。	
8. 金武ブルー・ビーチ訓練場	2.98	金武町 海岸	領海	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される (2) 第2区域及び第3区域は、水陸両用訓練のために使用される	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域及び第3区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。 (3) 第2区域及び第3区域が使用されている時	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					<p>であっても、その使用を妨げない限り、漁業（定置網を除く）又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(4) 第2区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。</p> <p>(5) 第3区域を使用する際は、その7日前に予告する。</p>	
9. 天願棧橋	6.25	具志川市 海岸	領海	<p>(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される</p> <p>(2) 第2区域は、船舶の保安及び停泊のために使用される。</p>	<p>(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。</p> <p>(2) 第2区域</p> <p>ア. 混雑によりやむを得ない場合を除き、停泊係留中の米軍船舶から100メートル以内に接近することを禁止する。</p> <p>イ. 網漁業は常時禁止する。</p> <p>(3) 上記第1区域及び第2区域で弾薬積み込み積みおろしのため使用する場合は、そのつど通告する。弾薬積み込み、積みおろしの際、原則として48時間前（遅くとも24時間前）に赤旗を掲揚する。</p>	
10. キャンプ・コートニー	1.47	具志川市 海岸	領海	<p>(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される</p> <p>(2) 第2区域は、水陸両用訓練のために使用される。</p>	<p>(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。</p> <p>(2) 第2区域</p> <p>ア. 本区域を使用する際は、そのつど通告する。通告方法は、現地段階で調整する。</p> <p>イ. 本区域の使用期間中、船舶の停泊、係留、投錨、潜水及び網漁業並びにその他すべての継続的行為を禁止する。ただし、一本釣り、漁業は本区域の使用を妨げない限り制限しない。</p>	
11. トリイ通信施設	0.21	読谷村 海岸	領海	本区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。	本区域は、継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を常時禁止する。ただし、漁業は制限しない。	
12. 嘉手納飛行場	0.48	嘉手納町 海岸	領海	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される	本区域は、航空機の離着陸及び小型舟艇の出入りを妨げる建設又はこれらに類する行為は禁止	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
				(2) 第2区域は、航空機の離着陸及び小型舟艇の出入りのために使用される。	する。ただし、漁業は制限しない。	
13. 泡瀬通信施設	1.13	沖縄市海岸	領海	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される (2) 第2区域は、通信保安のために使用される。	(1) 第1区域は、建設又は継続投錨を禁止する。ただし、漁業は制限しない。 (2) 第2区域は、米軍の船舶の通信に支障を及ぼさない限り、浚渫又は建設等の工事は制限しない。また、漁業及び船舶の航行は制限しない。	
14. ホワイト・ビーチ地区	323.69	勝連町海岸	領海	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される (2) 第2区域は、港湾施設として使用される。 (3) 第3区域及び第4区域は、船舶の停泊、投錨及び操船のために使用される。 (4) 第5区域は、標的機発射の保安のために使用される。 (5) 第5区域は、標的機回収のために使用される。	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域 ア. 本区域は、混雑により止むを得ない場合を除き、停泊又は係留中の米軍船舶から100メートル以内に接近することを禁止する。 イ. 本区域の使用を妨げない限り、漁業(網漁業を除く)に制限はない。 (3) 第3区域及び第4区域 ア. 本区域における一般船舶の航行は認められる。ただし、混雑により止むを得ない場合を除き、米軍船舶から100メートル以内に接近することを禁止する。 イ. 本区域が使用されていないときには、漁業に制限はない。 ウ. 本区域が使用されているときは、網漁業を禁止する。また、本区域の使用を妨げるおそれのある継続的行為は禁止する。 エ. 本区域を使用する際は、可能な限り速やかに現地調査を行う。 オ. 本区域の必要性については、毎年合同委員会で検討する。 (4) 第5区域 ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					<p>ただし、漁業、潜水等は現地段階で調整する。</p> <p>1. 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。また、標的機発射の30分前に、赤旗を掲揚する。</p> <p>(5) 第6区域</p> <p>ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。</p> <p>1. 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。</p>	
15. 牧港補給地区	0.12	浦添市海岸	領海	<p>(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される</p> <p>(2) 第2区域は、配水管敷設のために使用される。</p>	本区域は、継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業は制限しない。	
16. 那覇港湾施設	0.14	那覇港	内水	本区域は、港湾として使用される。	本区域は、常時立入りを制限する。ただし、第2区域は、使用の妨げとならない限り、一般船舶の航行は認める。	
17. 陸軍貯油施設	0.98	具志川市海岸	領海	<p>(1) 第1区域及び第5区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。</p> <p>(2) 第2区域、第3区域及び第4区域は、貯油施設の一部として使用される。</p>	<p>(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。</p> <p>(2) 第2区域</p> <p>ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。</p> <p>1. 本区域が使用されていない時であっても投錨、浚渫、曳網、建設及び破壊等、貯油施設を損傷するおそれのある行為を禁止する。ただし、漁業(曳網を除く)は認められる。</p> <p>(3) 第3区域</p> <p>ア. 本区域内に船舶が係留中は、その船舶から100メートル以内の立入りを禁止する。</p> <p>1. 本区域は、投錨、浚渫、曳網、建設及び破壊等貯油施設を損傷するおそれのある行為を禁止する。ただし、漁業(曳網を除く)に制限はない。</p>	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					<p>(4) 第4区域は、投錨、浚渫、曳網、建設及び破壊等貯油施設を損傷するおそれのある行為を禁止する。ただし、漁業(曳網を除く)に制限はない。</p> <p>(5) 第5区域は、継続的投錨、建設及び破壊又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業に制限はない。</p> <p>(6) 第2区域、第3区域及び第4区域を使用する際には、7日前に予告する。</p>	
18. 浮原島訓練場	1.96	浮原島海岸	領海	本区域は、水陸両用訓練のために使用される。 年180日を越えない。	<p>(1) 本区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(2) 本区域が使用されている時であっても、その使用を妨げない限り、漁業又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(3) 本区域を使用する際は、その7日前に予告する。</p>	
19. 津堅島訓練場	9.45	津堅島海岸	領海	本区域は、水陸両用訓練のために使用される。	<p>(1) 本区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(2) 本区域が使用されている時であっても、その使用を妨げない限り、漁業又は船舶の航行に制限はない。</p> <p>(3) 本区域を使用する際は、その7日前に予告する。</p>	
小計(陸上施設関連水域) 19水域	470.88					
20. 伊江島補助飛行場	26.90	伊江島海岸	領海	<p>(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される</p> <p>(2) 第2区域は、空対地射爆撃訓練、パラシュート訓練及び重量物投下訓練のために使用される</p>	<p>(1) 第1区域は、継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を常時禁止する。ただし、漁業は制限しない。</p> <p>(2) 第2区域 ア. 本区域は、使用期間中立入り及び陸上の標的の使用を妨害する建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業は現地</p>	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					調整の上認められる。 1. 本区域を使用しない時には、その3日前に予告する。	
21. 鳥島射撃場	96.89	鳥島海岸	領海	空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域は、毎日午前6時から午後12時までの間使用される。 (3) 本区域を使用しない時は、その3日前に予告する。 (4) 漁業者が盛漁期間中本区域を最大限に利用できるよう現地段階で使用の調整を行う。	
22. 出砂島射撃場	42.87	渡名喜村 出砂島海岸	領海	空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域は、月曜日から土曜日までの間の午前6時から午後11時までの間使用される。 (3) 本区域が使用されない際は、その3日前に予告する。 (4) 本区域における漁業及び廃棄金属回収のための立入りは、現地において相互に合意された場合には認められる。	
23. 久米島射撃場	10.78	久米島町 海岸	領海	空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 標的を妨げる建設及びこれに類する行為は禁止する。 (2) 本区域は、月曜日から土曜日までの間の午前6時から午後11時までの間使用される。 (3) 本区域は、使用期間中漁業は禁止する。ただし、船舶の航行は認められる。	
24. 黄尾嶼射撃場	0.35	黄尾嶼 海岸	領海	空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域は、毎日午前7時から午後5時までの間において使用される。ただし、この時間以外においても使用されることがある。 (3) 本区域を使用する際は、原則として15日前(遅くとも6日前)に予告する。	
25. 赤尾嶼射撃場	269.21	赤尾嶼 海岸	領海	艦対地射撃訓練及び空対地射撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域を使用する際は、原則として15日前	

訓練水域名	面積(km ²)	位置	領海等 区分	使用目的	制限内容	備考
					(遅くとも6日前)に予告する。	
26. 沖大東島射爆撃場	268.10	沖大東島 海岸	領海	艦対地射撃訓練及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域を使用する際は、原則として15日前(遅くとも6日前)に予告する。	
27. ホテル・ホテル訓練区域	20,842.89	東方海上 50km	領海 公海	本区域は、艦船及び航空機の普通火器を使用する海対空及び空対海の射爆撃訓練のために使用される	(1) 本区域は、使用期間中、船舶の立入りを禁止する。ただし、使用されていない時は、立入りを制限しない。 (2) 本区域は、毎日午前6時から午後8時まで(その他発表される他の時間を含む。)の間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。	
28. インディア・インディア訓練区域	23,399.10	東南海上 330km	領海 公海	本区域は、艦船及び航空機の普通火器を使用する海対空、海対海及び空対空の射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中、船舶の立入りを禁止する。ただし、使用されていない時は、立入りを制限しない。 (2) 本区域は、毎日午前6時から午後8時まで(その他発表される他の時間を含む。)の間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。	
29. マイク・マイク訓練区域	9,512.65	東南海上 120km	公海	本区域は、艦船及び航空機の普通火器を使用する海対空、空対空、空対海の射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中、船舶の立入りを禁止する。ただし、使用されていない時は、立入りを制限しない。 (2) 本区域は、毎日午前6時から午後8時までの間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。	
小計(海上演習場)10水域	54,469.74					
合計29水域	54,940.62					

(注) この資料は防衛施設庁告示第12号(昭和47年6月15日)及び那覇防衛施設局の資料に基づいて作成した。

米軍訓練空域一覧

訓練空域名	面積(km ²)	位置	領空等 区分	使用目的	使用時間	高度制限
1. 伊江島補助飛行場	1,025.89	伊江島 周辺	領空 公空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後11時まで	第1区域：4,670mまで (15,000フィート) 第2区域：3,972mまで (13,000フィート)
2. 烏島射爆撃場	269.25	烏島 周辺	領空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後12時まで	4,670メートルまで (15,000フィート)
3. 出砂島射爆撃場	506.88	出砂島 周辺	領空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	月曜日から土曜日までの間の午前6時から午後11時まで	4,670メートルまで (15,000フィート)
4. 久米島射爆撃場	368.64	久米島 東方	領空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	月曜日から土曜日までの間の午前6時から午後11時まで	4,670メートルまで(15,000フィート)、4,670メートル以上はノータム(航空情報)による。
5. 黄尾嶼射爆撃場	0.35	黄尾嶼 周辺	領空	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	原則として午前7時から午後5時まで	1,216メートルまで (4,000フィート)
6. 赤尾嶼射爆撃場	269.25	赤尾嶼 周辺	領空	本区域は、艦砲射撃及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	常時使用	1,216メートルまで (4,000フィート)
7. 沖大東島射爆撃場	269.25	沖大東島 周辺	領空	本区域は、艦砲射撃及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	常時使用	無制限
8. ホテル・ホテル訓練区域	20,842.89	沖縄本島 東方 50km	領空 公空	本区域は、海対海、海対空、空対空の射爆及び空対海の射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後8時まで	無制限
9. インディア・インディア訓練区域	23,399.10	沖縄本島 東南 330km	領空 公空	本区域は、海対海、海対空、空対空の射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後6時まで	無制限
10. マイク・マイク訓練区域	9,512.65	沖縄本島 東南 120km	公空	本区域は、海対空、海対海、空対空の射爆及び空対海の射爆撃訓練のために使用される。	午前6時から午後6時まで	無制限
11. アルファ訓練区域	4,219.79	沖縄本島 北東	公空	本区域は、空対空の戦技訓練のために使用される。	午前6時から午後8時まで	900メートルから (2,900フィート)以上 18,300メートルまで (60,000フィート)以下

訓練空域名	面積(km ²)	位置	領空等 区分	使用目的	使用時間	高度制限
12. ゴルフ・ゴルフ訓練区域	12,023.27	沖大東島 北 西	公 空	本区域は、航空機の普通火器を使用する空対空の射撃訓練のために使用される。	ノータム(航空情報)による。	1,216メートルまで (4,000フィート) 本空域下の水域における船舶の航行に制限はない
13. 沖縄北部訓練区域	10,627.93	鳥島北方	公 空	本区域は、航空機の普通火器を使用する空対空の射撃訓練のために使用される。	常 時 使 用	無 制 限 本空域下の水域における船舶の航行に制限はない
14. 沖縄南部訓練区域	11,487.00	沖縄本島 南 方	公 空	本区域は、空対地のために使用される。	常 時 使 用	無 制 限 本空域下の水域における船舶の航行に制限はない
15. 北部訓練場	77.95	北部訓練 場上空	領 空	広範囲の有視界飛行による航空機の運用のために使用される。		608メートルまで (2,000フィート)
16. キャンプ・シュワブ	135.76	キャンプ・シュワブの上空全部、第3水域の上空	領 空	計器訓練及び水陸両用訓練に使用される。	常 時 使 用	608メートルまで (2,000フィート)
17. キャンプ・ハンセン	51.41	キャンプ・ハンセンの上空	領 空	本区域は、射撃訓練のために使用される。	常 時 使 用	912メートルまで (3,000フィート)
18. キャンプ・コートニー	2.82	キャンプ・コートニーの上空	領 空			608メートルまで (2,000フィート)
19. キャンプ・マクトリアス	0.38	キャンプ・マクトリアスの上空	領 空	広範囲の有視界飛行による航空機の運用のために使用される。		608メートルまで (2,000フィート)
20. ホワイト・ビーチ地区	325.27	ホワイト・ビーチとして使用される地表及び水域の上空	領 空	有視界飛行による航空機及び標的機の運航のために使用される。		608メートルまで (2,000フィート)
20 区 域	95,415.73					

(注) この資料は防衛施設庁告示第12号(昭和47年6月15日)、那覇防衛施設局の資料、施設分科委員会覚書(いわゆる5.15メモ)に基づいて作成した。